

、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員は、改正後の第19条に規定する職員とみなして、同条の規定を適用する。

(揭示済)

宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和4年12月26日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第27号

宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年宇治市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項各号列記以外の部分中「100分の162.5」を「100分の165」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和4年6月1日から適用する。

(期末手当の内払)

2 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(揭示済)

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和4年12月26日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第28号

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(昭和31年宇治市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項各号列記以外の部分中「100分の162.5」を「100分の165」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和4年6月1日から適用する。

(期末手当の内払)

2 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(揭示済)

宇治市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和4年12月26日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第29号

宇治市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(宇治市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 宇治市職員の給与に関する条例(昭和26年宇治市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第17条の4第2項第1号中「100分の95」を「100分の100」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の48.75」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条、第3条の2、第4条関係)

Table with columns for position grade (職員の区分), salary grade (職級の級), and monthly salary (給料月額) for grades 1 through 8. It includes a '再任用職員以外の職員' column for grades 61-67.



92	250,400	298,200	346,300	385,500	397,700			
93	250,700	298,400	346,500	385,800	397,900			
94		298,600	346,900	386,300				
95		298,900	347,400	386,700				
96		299,300	347,800	387,100				
97		299,500	348,000	387,400				
98		299,800	348,400	387,900				
99		300,200	348,800	388,300				
100		300,600	349,100	388,700				
101		300,800	349,400	389,000				
102		301,100	349,800					
103		301,500	350,200					
104		301,800	350,700					
105		302,000	351,200					
106		302,400	351,600					
107		302,800	352,000					
108		303,100	352,400					
109		303,300	352,900					
110		303,700	353,300					
111		304,100	353,600					
112		304,400	353,900					
113		304,600	354,400					
114		304,800						
115		305,100						
116		305,500						
117		305,700						
118		305,900						
119		306,200						
120		306,500						
121		306,900						
122		307,100						
123		307,400						
124		307,700						
125		308,000						
再任用職員	190,100	217,900	258,400	278,000	293,300	319,100	361,300	394,800

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の宇治市職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)別表第1の規定は、令和4年4月1日から、改正後の条例第17条の4第2項の規定は、令和4年6月1日から適用する。

(給与の内払)

- 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の宇治市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(揭示済)

宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和4年12月26日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第30号

宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の一部を改正する条例

宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例(令和元年宇治市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項及び第17条第2項中「100分の112.5」を「100分の116.25」に改める。

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和4年6月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の規定に基

づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(揭示済)

告 示

宇治市告示第2号

宇治都市計画地区計画(石橋地区)の変更の縦覧について  
都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和5年1月13日

宇治市長 松村 淳子

- 都市計画の種類  
宇治都市計画地区計画(石橋地区)
- 都市計画を定める土地の区域  
宇治市横島町石橋、一ノ坪、中川原及び大町の各一部
- 縦覧場所  
宇治市都市整備部都市計画課

教 育 委 員 会

宇治市教育委員会告示第20号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第14条の規定により、次のとおり教育委員会を招集します。

令和4年12月21日

宇治市教育委員会

教育長 岸本 文子

開会日時 令和4年12月22日 午後5時30分

開会場所 宇治市役所602会議室

- 付議事項
- 会議録署名委員の指名について
  - 会期について
  - 報告

(揭示済)

農 業 委 員 会

宇治市農業委員会公告第12号

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第27条第1項の規定により、第31回宇治市農業委員会定例総会を、次のとおり招集します。

令和4年12月22日

宇治市農業委員会

会長 吉田 利一

開会日時 令和5年1月5日 13時30分

開会場所 宇治市役所 8階 大会議室

- 付議事項
- 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について
  - 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について
  - 非農地通知の決定について

4 専決事項の報告

5 その他

(揭示済)